岩手県告示第160号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営江釣子 第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土 地として指定した。

平成21年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用途	地積	特に減じる地積
				m²	m²
北上市鳩岡崎4地割	36番 1	田	田	547	312
II	139番1	"	"	355	71
北上市鳩岡崎 5 地割	62番 1	"	"	1, 318	65
II	104番	"	"	1, 163	351
II	224番	"	"	1, 044	299
II	270番	"	"	634	287
北上市鳩岡崎6地割	54番	"	"	674	132
II	60番	"	"	555	176
II	69番	"	"	1, 044	77
II	85番	"	"	952	63
ıı	153番1	"	"	1, 513	86
II .	155番1	11	11	979	53